

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 北海道札幌市中央区北11条西15丁目
 事業者名 北海道旅客鉄道株式会社
 代表者名 代表取締役社長 綿貫 泰之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
登別駅	こ線橋新築及びエレベーターシャフト新設	令和7年10月完了

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー講習会の実施	駅社員等を対象に国交省作成の「接遇ガイドライン」に基づき講習会を実施し、介助技術の習熟を図ります。	本社・支社において講習会を実施し、のべ5回・71名が参加しました。
各種設備の維持管理	各種設備の機能を継続して提供できるよう、定期的な点検を実施するとともに、工事等で使用できない場合は、障害者団体等を通して情報提供を行います。	毎年、春に駅設備に関して一斉点検を実施するとともに、毎年1回、各箇所です自主点検を実施しています。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅社員等による支援	車いす使用者や目の不自由なお客様をはじめとするお手伝いが必要なお客様に対し、列車の乗降や駅構内の移動等の支援を行います。	年度を通して実施しました。
放送による呼びかけ	ホームから線路への転落等を防止するなど列車をご利用の際の安全の確保を目的に、お手伝いを必要とされるお客様への呼びかけ放送を実施します。	9/1～10/31を強化期間として、転落防止に向けた呼びかけ放送を駅で実施しました。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(ホームページ) 駅構内図の掲載 駅の拡大	エレベーターやトイレの場所をお知らせする駅構内図について、従来ホームページには主要駅のみ掲載していましたが、全駅の構内図掲載に向けて、令和4年度より掲載駅の拡大を進めています。	令和8年2月に全駅分の駅構内図の掲載が完了しました(令和7年度末時点:316駅)。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がいをお持ちの方が参画する研修の実施	駅社員等を対象に実施する講習会において、障がいをお持ちの当事者による講話、実技研修を行います。	本社・支社においてバリアフリー講習会を実施し、障がいをお持ちの当事者等による講話、実技研修を行いました。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート運動」	視覚障がい者をはじめ、お手伝いを必要とするお客様へ、お困りごとは無いかの声かけの協力を利用者にもお願いをする「声かけ・サポート運動」を実施します。	「声かけ・サポート運動」を9/1~10/31で実施しました。
各種ポスター掲出	エレベーターやバリアフリートイレの適正利用等、バリアフリー推進に関する関係省庁からのポスター掲出依頼に対し、積極的に協力します。	必要な箇所への掲出を積極的に実施しました。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ハード・ソフトそれぞれに対する取組、進捗状況を確認するため、定期的を開催するサービスに関する会議の中で進捗確認を行いました。 ・障がいをお持ちの方の移動のプロセスを関係者全体で作りに上げていくため、自治体や他の交通事業者、商業施設、障がいをお持ちの方々との情報交換を行いました。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表しました。

(4) その他

--

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 北海道札幌市中央区北11条西15丁目
事業者名 北海道旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 綿貫 泰之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	